

製造業における熱中症を予防しましょう！

(平成24年の職場での熱中症対策の重点について)

製造業では、次の2項目を重点として取り組みましょう。

1 WGBT 予報値など熱中症情報を作業前に確認して、対策を講じてください。

※ WGBT値(暑さ指数)が高いほど熱中症になりやすくなります。予報値が高い場合には、作業計画の見直しを行ってください。

2 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を定期的に摂取してください。

※ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼などの際に注意喚起するなどしてください。また、頻繁に巡視を行い定期的に水分・塩分を摂取させてください。

熱中症予防のため、次の対策も講じましょう！

1 作業環境管理

- ・熱源がある場合には遮蔽物を設置したり、スポットクーラー、大型扇風機を使用するなどして、作業場所のWGBT値の低減化を図りましょう。
- ・横になることができる風通しの良い涼しい休憩場所を確保しましょう。



2 作業管理

- ・休憩時間をこまめに設けましょう。
- ・WGBT 値が最も高くなる 14 時から 16 時に長目の休憩時間を設けましょう。
- ・管理監督者が頻繁に職場巡視を行いましょう。
- ・作業員同士で声を掛け合い、お互いの健康状態に注意しましょう。
- ・透湿性、通気性の良い服装を着用しましょう。



3 健康管理

- ・健康診断結果に基づき医師等の意見を聴き、必要に応じて作業場所を変更するなどしましょう。
- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、じん不全等などの疾患がある場合、必要に応じて作業場所の変更や作業転換を行いましょう。
- ・作業者が睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取などの場合、熱中症等の発症に影響のおそれがあるので、その状態が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換などについて検討しましょう。



4 労働衛生教育

- ・自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること、日常の健康管理、熱中症が疑われる症状、緊急時の救急措置及び連絡方法について、繰り返し教育しましょう。



2 製造業での熱中症予防対策について

(1) 製造業での熱中症発生状況等

製造業は、工場等屋内作業場での作業が多く、輻射にさらされることは少ないと考えられるが、今夏も節電の影響により、WBGT値の低減対策が困難となる場合があることが予想される。

また、過去の製造業の死亡災害をみると、水分・塩分を摂取させていないこと、この点に関する教育が必要であることを踏まえ、製造業での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

(2) 製造業での熱中症予防対策の重点事項

次の2項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

- ア 事前にWBGT予報値、熱中症情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値(解説1参照：省略)を超えることが予想される場合には、作業計画の見直し等を行うこと。
- イ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分(解説2参照：省略)を定期的に摂取させること。

(3) 製造業でのその他の具体的な実施事項

ア 作業環境管理

- (ア) 熱源がある場合には熱を遮る遮蔽物の設置、スポットクーラー又は大型扇風機の使用等、作業場所のWBGT値の低減化を図ること。
- (イ) 作業場所又はその近傍に、臥床することができる風通しの良い等の涼しい休憩場所を確保すること。

イ 作業管理

- (ア) 休憩時間をこまめに設けて連続作業時間を短縮するほか、WBGT値が最も高くなり、熱中症の発症が多くなり始める14時から16時に長目の休憩時間を設ける等、作業者が高温多湿環境から受ける負担を軽減すること
- (イ) 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、順化期間を設ける等配慮すること。
- (ウ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。
- (エ) 作業中は、作業者の様子に異常がないかどうかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

ウ 健康管理

- (ア) 安衛法第66条の4及び第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (イ) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (ウ) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、発熱、下痢等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、その状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を検討すること。

エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・ 自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱中症が疑われる症状
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

※ WBGT値については、下記ホームページをご参照下さい。(6月1日から9月30日)

PCサイト：<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

携帯サイト：<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/kt/index.html>

※ そのほか、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に示す基本対策もご参照下さい。